

令和 2 年

西川町議会第 3 回定例会議案書

会 期 日 程

令和2年第3回定例会

月日(曜)	本 会 議	委 員 会 等
9月1日 (火曜日)	<p>午前9時30分開会・開議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議録署名議員の指名</li> <li>2 会期の決定</li> <li>3 議会諸報告</li> <li>4 行政報告</li> <li>5 議案の上程</li> <li>6 提案理由の説明</li> <li>7 人事案の審議・採決</li> <li>8 決算認定案件の上程</li> <li>9 提案理由の説明</li> <li>10 監査委員の決算審査意見の報告</li> <li>11 決算特別委員会の設置及び委員会付託</li> <li>12 陳情の常任委員会付託</li> </ol> <p>(散 会)</p>	<p>決算特別委員会 本会議終了後開会・開議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 臨時委員長の紹介</li> <li>2 正副委員長の互選</li> <li>3 付託案件の審査 (担当課長等の説明)</li> </ol> <p>① 特別会計 ② 企業会計</p> <p>(散 会)</p>
9月2日 (水曜日)	<p>午前9時30分開議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般質問</li> </ol> <p>(散 会)</p>	休 会
9月3日 (木曜日)	<p>午前9時30分開議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般質問</li> </ol> <p>(散 会)</p>	<p>議会全員協議会 本会議終了後開会・開議 (閉 会)</p> <p>常任委員会 議会全員協議会終了後開会・開議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報公聴常任委員会</li> </ol> <p>(閉 会)</p>
9月4日 (金曜日)	休 会	<p>常任委員会 午前9時30分開会・開議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務厚生常任委員会</li> <li>1 産業建設常任委員会</li> </ol> <p>(閉 会)</p>
9月5日 (土曜日)	休 会	休 会
9月6日 (日曜日)	休 会	休 会
9月7日 (月曜日)	休 会	<p>決算特別委員会 午前9時30分開議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 付託案件の審査 (担当課長等の説明)</li> </ol> <p>① 一般会計</p> <p>(散 会)</p>
9月8日 (火曜日)	休 会	<p>決算特別委員会 午前9時30分開議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 付託案件の審査 (担当課長等の説明)</li> </ol> <p>① 一般会計</p> <p>(散 会)</p>

月日 (曜)	本 会 議	委 員 会 等
9月9日 (水曜日)	休 会	決算特別委員会 午前9時30分開議 1 付託案件の審査 (担当課長等の説明) ① 一般会計 (散 会)
9月10日 (木曜日)	休 会	決算特別委員会 午前9時30分開議 1 付託案件の審査 2 付託案件の採決 (閉 会)
9月11日 (金曜日)	午前9時30分開議 1 専決処分の承認 2 一般議案・補正予算案の審議・採決 3 決算特別委員会審査報告書の提出 4 決算認定案件の審議・採決 5 令和元年度決算に基づく健全化判断 比率及び資金不足比率の報告につい て 6 令和元年度西川町教育委員会事務事 業点検・評価の報告について 7 陳情の審査報告 8 議員派遣について 9 閉会中の継続調査申出 (閉 会)	休 会

# 議 事 日 程

## 議事日程第1号

令和2年9月1日(火)午前9時30分開会・開議

- |      |            |   |
|------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第2 | 会期の決定      |   |
| 日程第3 | 議会諸報告      |   |
| 日程第4 | 行政報告       |   |
| 日程第5 | 議案の上程      |   |
|      | 同意第 6号     | 人権擁護委員候補者の推薦について  |
|      | 同意第 7号     | 西川町教育委員会委員の任命について   |
|      | 同意第 8号     | 西川町町有林運営委員会委員の任命について  |
|      | 承認第 4号     | 令和2年度西川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について                               |
|      | 議第 43号     | 財産(西川町立西川小学校及び西川中学校情報機器)の購入について                                 |
|      | 議第 44号     | 西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の設定について                                    |
|      | 議第 45号     | 西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について                                       |
|      | 議第 46号     | 西川町総合交流促進センター条例等の一部を改正する条例の設定について                               |
|      | 議第 47号     | 令和2年度西川町一般会計補正予算(第7号)   |
|      | 議第 48号     | 令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算(第1号)                                       |
|      | 議第 49号     | 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)   |
| 日程第6 | 提案理由の説明    |   |
| 日程第7 | 人事案の審議・採決  |   |
|      | 同意第 6号     | 人権擁護委員候補者の推薦について  |
|      | 同意第 7号     | 西川町教育委員会委員の任命について   |
|      | 同意第 8号     | 西川町町有林運営委員会委員の任命について  |
| 日程第8 | 決算認定案件の上程  |   |
|      | 認定第 1号     | 令和元年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について                                       |
|      | 認定第 2号     | 令和元年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について<br>ア 事業勘定<br>イ 施設勘定(大井沢歯科診療所会計) |
|      | 認定第 3号     | 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について                                |
|      | 認定第 4号     | 令和元年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について                               |

- 認定第 5号 令和元年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別  
会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 認定第 7号 令和元年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 認定第 8号 令和元年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 認定第 9号 令和元年度西川町病院事業会計決算の認定について
- 認定第10号 令和元年度西川町水道事業会計決算の認定について

- 日程第9 提案理由の説明
- 日程第10 監査委員の決算審査意見の報告
- 日程第11 決算特別委員会の設置及び委員会付託
- 日程第12 陳情の常任委員会付託

(散 会)

同意第6号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦するため、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 西川町大字吉川900番地  
氏 名 高 橋 千 鶴  
生年月日 昭和30年12月20日

提 案 理 由

人権擁護委員柴田万喜子は、令和2年12月31日をもって任期満了となるので、その後任者を推薦するため、提案するものである。

令和2年9月1日提出

西川町長 小 川 一 博

同意第7号

西川町教育委員会委員の任命について

次の者を西川町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、同意を求める。

住 所 西川町大字間沢30番地の11  
氏 名 阿 部 仁  
生年月日 昭和34年7月14日

提 案 理 由

西川町教育委員会委員奥山秀征は、令和2年9月30日をもって任期満了となるので、その後任者を任命するため、提案するものである。

令和2年9月1日提出

西川町長 小 川 一 博

同意第8号

西川町町有林運営委員会委員の任命について

次の者を西川町町有林運営委員会委員に任命することについて、西川町町有林運営委員会規則(昭和31年3月町規則第1号)第2条第2項の規定により、同意を求める。

西川町町有林運営委員会規則第2条第1項第3号委員

住 所 西川町大字大井沢 112 番地  
氏 名 澁 谷 孝 太 郎  
生年月日 昭和 24 年 11 月 29 日

提 案 理 由

西川町町有林運営委員会委員(学識経験者)古澤憲一は、令和2年9月30日をもって任期満了となるので、その後任者を任命するため、提案するものである。

令和2年9月1日提出

西川町長 小 川 一 博



承認第4号

令和2年度西川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和2年度西川町一般会計補正予算(第6号)について別紙のとおり専決処分したことについて承認を求める。

提 案 理 由

令和2年度西川町一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和2年9月1日提出

西川町長 小 川 一 博

専第6号

令和2年度西川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり、令和2年度西川町一般会計補正予算(第6号)を専決処分する。

令和2年8月7日

西川町長 小 川 一 博

議第43号

財産(西川町立西川小学校及び西川中学校情報機器)の購入について

町は、次により情報機器を購入するものとする。

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 購入品名・数量 | 端末 305台                                    |
| 2 | 購入金額    | 16,911,950円                                |
| 3 | 購入先     | 寒河江市大字西根2-2-16<br>株式会社メコム 村山支店<br>支店長 中川勝英 |
| 4 | 購入方法    | 指名競争入札                                     |

提案理由

情報機器を購入するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により提案するものである。

令和2年9月1日提出

西川町長 小 川 一 博

## 議第 44 号

### 西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の設定について

西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように制定する。

#### 西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例

##### (設置)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 3 1 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の対策に必要な資金に充てるため、西川町新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

##### (積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の額に基づき、予算で定める額とする。

##### (管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

##### (運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

##### (繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

##### (処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する資金に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

##### (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

##### (この条例の失効)

2 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

#### 提 案 理 由

西川町新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するため、提案するものである。

令和 2 年 9 月 1 日提出

西川町長 小 川 一 博

議第 45 号

西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西川町手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町手数料条例の一部を改正する条例

西川町手数料条例(昭和 29 年 12 月町条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 8 号を次のように改める。

(8) 個人番号カード再交付 1 件につき 800 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号通知カードに係る手数料を廃止するため、提案するものである。

令和 2 年 9 月 1 日提出

西川町長 小 川 一 博

議第 46 号

西川町総合交流促進センター条例等の一部を改正する条例の設定について

西川町総合交流促進センター条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町総合交流促進センター条例等の一部を改正する条例

(西川町総合交流促進センター条例の一部改正)

第1条 西川町総合交流促進センター条例(平成9年3月町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号を次のように改める。

(1) 休館日は、12月31日及び1月1日とすること。

第7条第4項中「を休館」を「の開館時間を短縮し、又は休館」に改める。

(西川町水沢温泉館条例の一部改正)

第2条 西川町水沢温泉館条例(平成17年9月町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ただし書を削る。

第5条第4項中「臨時に温泉館を開館し、又は休館」を「温泉館の開館時間を短縮し、若しくは延長し、又は開館し、若しくは休館」に改める。

(西川町大井沢温泉館条例の一部改正)

第3条 西川町大井沢温泉館条例(平成17年9月町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ただし書を削る。

第5条第4項中「臨時に温泉館を開館し、又は休館」を「温泉館の開館時間を短縮し、若しくは延長し、又は開館し、若しくは休館」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に行う施設の管理を法人その他の団体であつて町長が指定するものに行わせるための行為(以下「指定管理者の指定」という。)について適用し、施行日前に行われた指定管理者の指定については、なお、従前の例による。

提 案 理 由

西川町総合交流促進センター等の指定管理者の管理基準を改めるため、提案するものである。

令和2年9月1日提出

西川町長 小 川 一 博

日程第8

決算認定案件の上程

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和元年度西川町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付け、次のとおり議会の認定に付する。

- 認定第 1号 令和元年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
ア 事業勘定  
イ 施設勘定 (大井沢歯科診療所会計)  
認定第 3号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 4号 令和元年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 5号 令和元年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 6号 令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 7号 令和元年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 8号 令和元年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 9号 令和元年度西川町病院事業会計決算の認定について  
認定第10号 令和元年度西川町水道事業会計決算の認定について

令和2年9月1日提出

西川町長 小 川 一 博

## 日程第11

### 決算特別委員会の設置及び委員会付託

令和元年度西川町一般会計・特別会計・企業会計歳入歳出決算の認定について審査するため、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

#### 記

- 1 特別委員会の名称 決算特別委員会
- 2 特別委員会委員の定数 議長、議選監査委員を除く7名
- 3 審査を付託する議案
  - 認定第 1号 令和元年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第 2号 令和元年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
ア 事業勘定  
イ 施設勘定 (大井沢歯科診療所会計)
  - 認定第 3号 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第 4号 令和元年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第 5号 令和元年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第 6号 令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第 7号 令和元年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第 8号 令和元年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 認定第 9号 令和元年度西川町病院事業会計決算の認定について
  - 認定第10号 令和元年度西川町水道事業会計決算の認定について



## 決 算 特 別 委 員 会 日 程

日程第1号

令和2年9月1日(火)本会議終了後開会・開議

- 日程第1 臨時委員長の紹介(事務局長)
- 日程第2 臨時委員長のあいさつ(最年長委員)
- 日程第3 委員長の互選(臨時委員長)
- 日程第4 副委員長の互選(委員長)
- 日程第5 付託案件の審査

(散 会)

議 事 日 程

議事日程第2号

令和2年9月2日(水)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

(散 会)

議 事 日 程

議事日程第3号

令和2年9月3日(木)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

(散 会)

決 算 特 別 委 員 会 日 程

日程第2号

令和2年9月7日(月)午前9時30分開議

日程第1 付託案件の審査

(散 会)

決 算 特 別 委 員 会 日 程

日程第3号

令和2年9月8日(火)午前9時30分開議

日程第1 付託案件の審査

(散 会)

決 算 特 別 委 員 会 日 程

日程第4号

令和2年9月9日(水)午前9時30分開議

日程第1 付託案件の審査

(散 会)

決 算 特 別 委 員 会 日 程

日程第5号

令和2年9月10日(木)午前9時30分開議

日程第1 付託案件の審査  
日程第2 付託案件の採決

(閉 会)

# 議 事 日 程

## 議事日程第4号

令和2年9月11日(金)午前9時30分開議

- |      |                  |   |
|------|------------------|---|
| 日程第1 | 専決処分の承認          |   |
|      | 承認第 4号           | 令和2年度西川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について                               |
| 日程第2 | 一般議案・補正予算案の審議・採決 |   |
|      | 議第 43号           | 財産(西川町立西川小学校及び西川中学校情報機器)の購入について                                 |
|      | 議第 44号           | 西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の設定について                                    |
|      | 議第 45号           | 西川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について                                       |
|      | 議第 46号           | 西川町総合交流促進センター条例等の一部を改正する条例の設定について                               |
|      | 議第 47号           | 令和2年度西川町一般会計補正予算(第7号)   |
|      | 議第 48号           | 令和2年度西川町介護保険特別会計補正予算(第1号)                                       |
|      | 議第 49号           | 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)   |
| 日程第3 | 決算特別委員会審査報告書の提出  |   |
| 日程第4 | 決算認定案件の審議・採決     |   |
|      | 認定第 1号           | 令和元年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について                                       |
|      | 認定第 2号           | 令和元年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について<br>ア 事業勘定<br>イ 施設勘定(大井沢歯科診療所会計) |
|      | 認定第 3号           | 令和元年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について                                |
|      | 認定第 4号           | 令和元年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について                               |
|      | 認定第 5号           | 令和元年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について                          |
|      | 認定第 6号           | 令和元年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について                                |
|      | 認定第 7号           | 令和元年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                                   |
|      | 認定第 8号           | 令和元年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について                                 |
|      | 認定第 9号           | 令和元年度西川町病院事業会計決算の認定について   |
|      | 認定第10号           | 令和元年度西川町水道事業会計決算の認定について   |



- 日程第5 報告第 6号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第6 報告第 7号 令和元年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告について
- 日程第7 陳情の審査報告
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 閉会中の継続調査申出

(閉 会)

報告第6号

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和2年9月1日提出

西川町長 小 川 一 博

報告第7号

令和元年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定により、西川町教育委員会事務事業点検・評価を別紙のとおり報告する。

令和2年9月1日提出

西川町教育委員会教育長 伊藤 功

## 日程第8

### 議員派遣について

西川町議会会議規則(昭和63年6月町議会規則第1号)第126条の規定により、西川町議会議員を次のとおり派遣する。

No.	目的(用件)	派遣場所	派遣期日	派遣議員
1	大江・西川両町議会議員協 議会役員会	西川町	令和2年10月14日	佐藤耕二 副議長 伊藤哲治 議員 佐藤幸吉 議員 大泉奈美 議員
2	山形県町村議会議長会議員 研修会	高畠町	令和2年10月20日	全議員
3	大江・西川両町議会議員協 議会総会・研修会	西川町	令和2年10月30日	全議員
4	西村山議長協議会議員研修 会	大江町	令和2年11月5日	全議員
5	村山地方町村議会議長会正 副議長・事務局長会議	山辺町	令和2年11月13日	佐藤耕二 副議長

なお、議員派遣の派遣場所、派遣期日、派遣議員に変更があった場合は、議長に一任する。

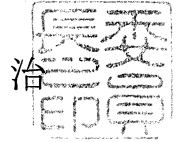
令和2年9月1日



令和2年9月1日

議長 古澤 俊一 殿

議会運営委員会  
委員長 伊藤 哲



## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第73条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 本会議の会議日程等議会の運営に関する事項
- 2 期 限 次期定例会まで

追加議事日程第4号

追加日程第10 議第 50号 辺地に係る総合整備計画の変更について

議第50号

辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更する。

提 案 理 由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、総合整備計画(志津・月山沢辺地に係る分)を変更するため、提案するものである。

令和2年9月11日提出

西川町長 小 川 一 博

山形県西川町 志津・月山沢辺地  
(辺地人口 53 人、面積 77.2 km<sup>2</sup>)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称  
西川町大字志津、大字月山沢
- (2) 地域の中心の位置  
西川町大字月山沢 1 1 1 番地 7
- (3) 辺地度点数  
1 7 1 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本町は、急峻な地形のうえ山地が 9 割を占め、集落も川沿いに散在している典型的な山間地域で、耕地や平地が少なく、企業立地や地域内移動の条件が不利な地域である。月山の自然や景観を活かした観光業が町内産業を牽引しており、町の産業構造の約 6 割を 3 次産業が占めている。

当該地域は、町中心部から北西に約 20 km 離れた月山の麓に位置し、冬期は 5～6 m の積雪がある日本でも有数の豪雪地帯である。夏スキーやトレッキング等で月山を訪れる観光客が多く、平成元年に開湯した月山志津温泉は、町内観光業において重要な役割を担っている。しかしながら、その源泉に係る設備は老朽化しており、当初 300L/分あった揚湯量も現在では 4 L/分と落ち込んでいるため、新源泉の掘削と合わせた設備更新が急務となっている。

さらに、昭和 55 年に建設された公民館も老朽化が進み、観光地としての景観が損なわれる上、排水処理設備等も十分でなく、環境保全及び避難機能の確保のためにも整備する必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
観光又はレクリエーションに関する施設	月山観光事業協同組合	60,000	30,000	30,000	30,000
公民館その他の集会施設	西川町	100,000		100,000	97,800
合計		160,000	30,000	130,000	127,800

当初計画策定 平成 31 年 3 月 15 日

第 1 次変更計画策定 令和 年 月 日

第 2 次変更計画策定 令和 年 月 日



(参考)

○ 変更理由

当該事業は、令和2年度に実施した実施設計により、以下のとおり変更する必要があることから、事業費 100,000 千円、辺地対策事業債 97,800 千円に増額したものを。

建設予定地は既存を解体し、同じ敷地内に建設するが、地質（ボーリング）調査を行った結果、想定よりも支持層が深いことが判明した。このことにより、当初想定した工法での基礎工事ではなく、特殊な工法となることから経費が増加した。また、基礎工事の工法変更に伴い、必要とされる工事期間が延長されたため、予定していた年度での事業完了が難しいため、後年に先送りすることとなった。

○ 変更箇所

以下のとおり

新旧対照表

旧						新					
3. 公共的施設の整備計画 平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間 (単位 千円)						3. 公共的施設の整備計画 令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間 (単位 千円)					
施設名	事業主体	事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	施設名	事業主体	事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
観光又はレクリエーションに関する施設	月山観光事業協同組合	60,000	30,000	30,000	30,000	観光又はレクリエーションに関する施設	月山観光事業協同組合	60,000	30,000	30,000	30,000
公民館その他の集会施設	西川町	80,000		80,000	78,400	公民館その他の集会施設	西川町	100,000		100,000	97,800
合計		140,000	30,000	110,000	108,400	合計		160,000	30,000	130,000	127,800

追加議事日程第4号の2

- |         |       |   |
|---------|-------|---|
| 追加日程第11 | 発議第4号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書 |
| 追加日程第12 | 発議第5号 | 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書                    |
| 追加日程第13 | 発議第6号 | 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書                  |

発議第4号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、関係行政庁に対し別紙のと  
おり意見書を提出するものとする。

令和2年9月11日提出

提出者	伊 藤 哲 治
賛成者	佐 藤 耕 二
	菅 野 邦 比 克
	佐 藤 仁

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月11日

山形県 西川町議会議長 古澤 俊一

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
経済産業大臣	梶山弘志殿
内閣官房長官	菅義偉殿
経済再生担当大臣	西村康稔殿
まち・ひと・しごと創生担当大臣	北村誠吾殿

発議第 5 号

看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 99 条の規定により、関係行政庁に対し別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和 2 年 9 月 11 日提出

提出者	伊 藤 哲 治
賛成者	佐 藤 耕 二
	菅 野 邦比克
	佐 藤 仁

## 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書

高齢化社会が現実となる中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、慢性的な人員不足が続いています。山形県医労連が2017年5月に実施した看護職員の労働実態調査(990人)では、慢性疲労を抱えている看護師は73%、健康不安の訴えが72.2%もありました。また、74.8%もの看護師が辞めたいと思いながら働いている実態が明らかになりました。辞めたい理由の第1位は「人手不足で仕事がきつい」41.7%、次いで「思うように休暇が取れない」39.9%、「賃金が安い」35%という結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、人員不足を深刻化させ、患者・利用者に対する良質なサービス提供に影響を及ぼしかねない事態になっています。

看護師の賃金水準が全産業平均より低い原因のひとつには、同じ国家資格でありながら働く地域によって初任給の格差が月額8万円にも及ぶ地域間格差が指摘できます。厚生労働省の平成30年度賃金構造統計基本調査でも山形県と東京都では看護師の年収で72万4,000円、月額にすると6万円もの開きがあります。本来、公定価格である医療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引きあがらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。今後、在宅医療・介護の需要増加が見込まれる中、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化の実現が必要と考え、下記事項について国に要望します。

- 1、看護師賃金水準の底上げをはかり、安全・安心で良質な医療・看護サービスを提供し続けるために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金(「特定最低賃金」)を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月11日

山形県 西川町議会議長 古澤 俊一

内閣総理大臣 安倍晋三 殿  
厚生労働大臣 加藤勝信 殿  
財務大臣 麻生太郎 殿

発議第 6 号

介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 99 条の規定により、関係行政庁に対し別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和 2 年 9 月 11 日提出

提出者	伊 藤 哲 治
賛成者	佐 藤 耕 二
	菅 野 邦比克
	佐 藤 仁

## 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書

高齢化がすすむ中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。日本医労連が2017年5月に実施した「介護施設夜勤実態調査」では、「2 交替夜勤」の施設が9割を占めており、その内8割以上が、16時間以上の長時間労働となっています。また仮眠室の有無については約半数の施設で「仮眠室がない」と回答しており、職場環境の改善が急がれます。さらに介護従事者の賃金は医療従事者と比べて低く、山形県医労連加盟組織の施設でも介護と医療とでは平均賃金に約6万円の差があります。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、人員不足を深刻化させ、利用者の安全や良質な介護サービスの提供に影響を及ぼしかねない事態になっています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし現実には、職員確保や体制の充実は事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。今後、在宅医療・介護の需要増加が見込まれる中、介護従事者の賃金底上げをはじめとする処遇の改善、人材確保と体制強化の実現が必要と考え、下記事項について国に要望します。

- 1、介護従事者賃金水準の底上げをはかり、安全・安心で良質な介護サービスを提供し続けるために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月11日

山形県 西川町議会 議長 古澤 俊一

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿  
財務大臣 麻生 太郎 殿